

（後援の承認基準）

第4条 教育委員会が行事の後援の承認を行う場合の基準は、次のとおりとする。

- （1） 行事の主催者が次のいずれかに該当するものであること。
 - ア 国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずるものであること。
 - イ 学校及び学校の連合体であること。
 - ウ 学校教育、社会教育及び社会体育に関する団体、文化団体、教育研究団体、新聞社、放送局等報道機関その他の団体で、当該団体の設立目的又は活動状況等が教育委員会の教育行政の運営に関する基本方針等に反しないものと認められるものであること。
 - （2） 事業の内容が次のいずれにも該当するものであること。
 - ア 事業の内容が明らかに教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するもので、公益性があるものであること。ただし、宗教活動又は政治活動と認められるものは除く。
 - イ 事業の内容が教育委員会の教育行政の運営に関する基本方針等に即したものであること。
 - ウ 事業の内容が明らかに営利を目的とするものではないと認められるものであること。
 - エ 主催者の構成員の親睦等を目的とするものでないこと。
 - （3） その他次の要件を満たすものであること。
 - ア 主催者の存在及び基礎が明確で、事務の遂行能力が十分であると判断されるものであること。
 - イ 講習会等にあっては、その講師が事業の目的からみて真に適当な人物であること。
 - ウ 開催、開設等の場所が公衆衛生、災害防止等について、十分な設備及び措置が講ぜられていること。
 - エ 主催者が参加者等から入場料、参加料等の経費を徴収する場合は、事業の遂行上やむを得ない場合であって、参加者等に過重の負担とならないものであること。
 - オ 過去に教育委員会が行事の後援を承認したもので、当該承認の条件を履行しなかったことがないこと。
 - カ 始良市内が開催地である行事であること。ただし、市民の幅広い参加が期待できる行事又は市のイメージアップが期待できる行事である場合は、この限りでない。
- 2 行事の後援の承認に当たっては、前項に規定するもののほか、行事の内容について次に掲げる事項にも留意するものとする。
- （1） 風教上好ましくないものでないこと。
 - （2） 商業的又は政治的な宣伝意図の顕著なものでないこと。
 - （3） その他中正を欠く意図が感じられるものでないこと。